平成２８年（フ）第２８４号
さいたま市緑区大字中尾3128番地　アムールＢ202
債務者　長門　瑠以
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６３３号
さいたま市中央区本町東７丁目９番２号　Ｓ．Ｓ．Ｓ．与野寮205号
債務者　石田　和仁
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４７号
埼玉県川口市大字木曽呂374番地
債務者　永島　　茂
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区27棟304号
債務者　瀬戸　光男
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２３１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区27棟304号
債務者　瀬戸由美子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区11棟201号
債務者　福邉　勝義
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
埼玉県飯能市大字芦苅場74番地の２
債務者　小谷野喜久雄
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３６号
新潟県三条市南四日町４丁目10番50―244号
債務者　和田　宏美
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第５４号
北海道室蘭市小橋内町２丁目１番３号
債務者　高橋　真次
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
群馬県館林市高根町400番地の53
債務者　川田　孝子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５２号
千葉県旭市江ケ崎1336番地８
債務者　坂元　寿弘
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３８６号
京都府八幡市男山弓岡２番地―Ｂ23―504
債務者　山﨑　貴子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
香川県高松市上福岡町742番地２　ＤＭハイツＡ棟203号室
債務者　渡邉　　香
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０１号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目40番14―309号
債務者　水谷　友美
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地21（サンパーク谷山中央802号）
債務者　**德**永　功一
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２４号
熊本県八代市二見洲口町1799番地
債務者　濱田　　淳
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後１時20分
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第４７６号
東京都調布市布田２丁目25番地16
債務者　臼杵　　瞳
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部